

他事業における評価制度調査結果(詳細版)

参考資料2

大項目	中項目	Gマーク	法人タクシー事業者ランク評価
1. 目的		○荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくする ○トラック事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図る	○評価基準を認定して数値化したもので評価し、AA・A・B・Cの4段階にランク付けし、AA・Aの評価を受けた優良な事業者を公表することによりタクシー事業の発展とタクシーサービスの改善を図る
2. 関係省庁		国土交通省	国土交通省
3. 運営主体・評価主体等	運営主体	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(「全国実施機関」) (社)全日本トラック協会	(財)東京タクシーセンター
	評価主体	全国実施機関(評価基準の点数化) 安全性評価委員会(評価の決定、事業実施に必要な事項の審議)	ランク評価委員会((財)東京タクシーセンター)
	評価者	全国実施機関構成員(全国実施機関) 学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員、全国実施機関担当役員(安全性評価委員会)	ランク評価委員会委員 (学識経験者、有識者、行政・タクシー利用者代表、法人事業者・個人事業者団体代表及び労働団体代表からの推薦者並びに東京タクシーセンター)
	協賛企業	なし	なし
4. 評価制度(報告制度)	対象	申請資格要件を満たす一般貨物自動車運送事業者	東京特定指定地域(特別区、武蔵野市及び三鷹市)の法人タクシー事業者
	評価単位(点検単位)	事業所単位	企業単位
	評価(点検)を受けることの任意性	任意	全事業者(評価期間中の新規許可事業者を除く)
	有効期間	2年(1回の更新で3年、2回の更新で4年となる)	1年
	評価費用(点検費用)	無料	無料
	証票の有無	あり	あり
	証票の使用等に係る費用	ロゴステッカー、シール等は有料(一枚約数百円)	AA・Aランクステッカーは1両につき2枚まで無料配布
	評価(特例)の取消事由	不正申請の発覚、申請資格要件・認定要件を満たしていないことの発覚、証票の偽造等	なし
5. 評価方法(点検方法)	申請方法	事業所が所在する都道府県の地方実施機関に以下の書類を提出(更新の場合一部書類省略可) ①安全性評価申請書 ②安全性に対する取組状況についての自認書 ③上記の自認事項を証する書類 ④役員名簿	行政・タクシーセンターが所管する情報に基づき、全事業者を対象とするため申請手続きはない
	審査方法①(報告方法)[書類 or 訪問]	基本的に書類(巡回は地方実施機関実施)	書類
	審査方法②(点検方法)	以下の情報により審査 ①地方実施機関の巡回結果 ②重大事故・行政処分状況 ③申請者の自己申告事項	以下の情報を収集し、評価基準を設定して数値化 ①接客サービスに関する情報 ②安全に関する情報 ③事業者の法令順守に関する情報
	審査期間(点検期間)	約半年(7月上旬～中旬に申請後、12月中に評価結果通知)	-
	評価基準(点検基準)	次の3項目を点数化し評価(評価方法は審査方法を参照) ①安全性に対する法令の遵守状況(40点) ・地方実施機関の巡回結果により評価 ②事故や違反の状況(40点) ・重大事故・行政処分状況により評価 ③安全性に対する取組の積極性(20点) ・申請者の自己申告事項により評価	評価期間内の合計評価点数に基づきランクを決定。 評価項目は以下の通り。以下評価項目以外にも加点措置を実施 ①法令遵守面(30点) ②接客待遇面(40点) ③安全管理面(30点)
	更新時の取扱	更新書類を事業所が所在する都道府県の地方実施機関に提出 評価基準のうち②、③の評価基準のいずれかを評価しなくてよい「特例申請」あり (ただし2回連続の「特例申請」は不可)	単年度評価のため更新の取り扱いはない
6. 活用・周知・公表	運営・評価主体、行政のHP上での公表	広報とらつく(全日本トラック協会の機関紙) 全日本トラック協会のHP等	(財)東京タクシーセンターのHP、一般紙・専門紙
	証票等の掲示	名刺、パンフレット、備品、建物、車両等、事業所がトラック事業に関し使用するものに貼付	タクシーの左側に2枚貼付
7. 利点	被評価側利点	安全性優良事業者であると以下のインセンティブ付与がある ①違反点数の消去・・・違反点数の消去が3年から2年に短縮 ②IT点呼の導入・・・対面点呼をテレビカメラなどに代用可能 ③点呼の優遇・・・2地点を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼等を承認 ④補助条件の緩和・・・CNGトラックに対する補助の最低台数要件が3台から1台に緩和 ⑤保険料の割引・・・一部損保会社で独自の保険料割引を提供 ⑥安全性優良事業所であることを荷主企業や一般消費者等にアピールできる	AA・Aランク事業者は自社の優良性をアピールできる
	社会的利点	①利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくする ②事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図る	①利用客の利便向上 ②より良質なタクシーサービスの提供

大項目	中項目	防火対象物定期点検報告制度	グリーン経営
1. 目的		○防火管理が適正に行われるよう、防火対象物の関係者による日ごろのチェック体制を確保し、防火管理に対する自主性を高める ○安全情報の提供を行うとともに、建物関係者の防火意識の高揚を図る	○事業者の環境改善努力を客観的に評価して取組意欲の向上を図る ○運輸業界における環境負荷の低減につなげる
2. 関係省庁		総務省消防庁	国土交通省
3. 運営主体・評価主体等	運営主体	当報告制度では左記項目にあてはまる対象は存在しないが、以下の3者により当報告制度が実施されている	日本バス協会等事業者団体及び有識者等によるグリーン経営認証制度運営委員会 (交通エコロジー・モビリティ財団)
	評価主体	報告する者・・・管理権原者 点検する者・・・防火対象物点検資格者 報告される者・・・消防機関	交通エコロジー・モビリティ財団、日本バス協会等事業者団体及び有識者等による異議申立処理委員会
	評価者		交通エコロジー・モビリティ財団
	協賛企業	なし	なし
4. 評価制度 (報告制度)	対象	以下のいずれかにあてはまる防火対象物 ①特定防火対象物で収容人員300人以上 ②特定1階段防火対象物で収容人員30人以上300人未満	①トラック、バス、タクシー事業 ②旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫業
	評価単位 (点検単位)	防火対象物単位(消防法施行令第2条を適用)	事業所単位
	評価(点検)を受けることの任意性	義務	任意
	有効期間	原則1年(特例認定されると3年間報告義務免除 ただし、失効や取消要件がある)	2年(1年目に定期審査あり)
	評価費用 (点検費用)	なし	有料・規模により変額(例えば1事業所では155,000円、2事業所では176,000円)
	証票の有無	以下の2種類あり ①防火基準点検済証(点検を行った日から1年間有効) ②防火優良認定証(認定を受けてから3年間有効)	あり
	証票の使用等に係る費用	別途証票販売会社で購入	無料(登録時にロゴマークのデータを渡す)
	評価(特例)の取消事由	消防法第8条の2の3第6項に該当する場合	審査を受けた時の「申請用チェックリスト」に記載されている事項に著しく違反している場合、審査訪問が拒まれた場合等
5. 評価方法 (点検方法)	申請方法	-	交通エコロジー・モビリティ財団に以下の書類を送付 ①グリーン経営認証審査申請書 ②審査登録対象事業所一覧表 ③グリーン経営認証審査申請用チェックリスト記入用紙
	審査方法① (報告方法) [書類 or 訪問]	書類(管理権原者が所轄の消防機関に報告)	認証及び更新時は対象となる事業所に対して現地審査登録及び更新後1年目に書類審査を実施
	審査方法② (点検方法)	防火対象物点検資格者が現地で防火対象物の点検を実施	①認証項目が取り組まれているかを書類等により実地審査で確認 (不適合項目ある場合は、審査員が改善事項を指摘、改善後には是正措置報告書提出(審査日より60日以内)) ②審査員による実地審査報告書に基づき交通エコモ財団で審査結果を判定
	審査期間 (点検期間)	-	申請書提出後約7週間で登録(実地審査は約4～5時間)
	評価基準 (点検基準)	点検票に基づき点検(下記要件は一部) ①防火管理者を選任しているか ②消火・通報・避難訓練を実施しているか ③避難階段に避難の障害となるものが置かれていないか ④防火戸の閉鎖に障害となるものが置かれていないか ⑤カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示がつけられているか ⑥消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか	バスの例 ①環境保全のための仕組み・体制の整備 ②エコドライブの実施 ③低公害車の導入 ④自動車の点検・整備 ⑤廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進 ⑥管理部門(事務所)における環境保全の推進 上記項目が取り組まれているか現地で確認(書類の形式不問)
	更新時の取扱	なし(ただし一定期間消防法に抵触していない等の場合において、所轄の消防機関に特例認定の申請をし認定されると、3年間点検と報告が免除される(特例認定))	特例申請等は特になし
	6. 活用・周知 ・公表	運営・評価主体、行政のHP上での公表	なし
	証票等の掲示	防火対象物に掲示	HP、パンフレット、名刺等にロゴマークを付与(ロゴマークが規格に合っていれば付与場所は問わない)
7. 利点	被評価側利点	①防火管理が適正に行われるよう、防火対象物の関係者による日ごろのチェック体制を確保し、防火管理に対する自主性を高める ②安全情報の提供を行うとともに、建物関係者の防火意識の高揚を図る ③一定期間消防法に抵触していない等の場合(消防法第8条2の3)において、所轄の消防機関に特例認定の申請をし認定されると、3年間点検と報告が免除される(特例認定)	①取組後の効果 ・燃費向上、事故削減、車両故障の減少等 ②環境改善に向けた取組みの目標設定と評価の簡易化 ・自主的に継続的な環境保全活動が実施可能等 ③グリーン経営認証取得事業者への優遇措置 ・銀行による低金利融資制度等
	社会的利点	防火対象物の関係者による日ごろのチェック体制を確保し、「自分の建物は自分で守る」という防火管理に対する自主性を高める	運輸業界における実効性のある環境改善の取組企業が広がっている

※防火対象物定期点検報告制度の整理項目は項目の括弧内に準拠
※防火対象物定期点検報告制度は「評価制度」ではなく「報告制度」であることに留意して整理

大項目	中項目	エコレールマーク	産業廃棄物処理業者の優良性評価制度
1. 目的		○企業が行う鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組について、消費者の目に触れやすい媒体への表示を行うことにより、消費者が企業の環境行動を意識し、企業も消費者の意識変化に対応することを通じ、一体となって環境負荷低減のための取組を進めること	○産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進を目指す
2. 関係省庁		国土交通省	環境省
3. 運営主体・評価主体等	運営主体	エコレールマーク事務局 (社)鉄道貨物協会	都道府県・政令市(産廃業者の許可権者)
	評価主体	エコレールマーク運営・審査委員会	都道府県・政令市(産廃業者の許可権者)
	評価者	エコレールマーク運営・審査委員会委員 (国土交通省が選定した学識経験者)	都道府県・政令市(産廃業者の許可権者)
	協賛企業	①貨物鉄道事業者、貨物利用運送事業者(鉄道を利用する者に限る)、鉄道輸送用コンテナを保有している事業者 ②エコレールマークの認定を受けた商品、企業の輸送に関する事業者 ③協賛金を1年で1口以上提供した事業者(1口10万円)	なし
4. 評価制度 (報告制度)	対象	鉄道貨物輸送の定期的利用に取り組んでおり、かつ、原則として、一般消費者向けの商品の製造を行っている企業	産業廃棄物処理業者
	評価単位 (点検単位)	商品、企業単位	企業単位
	評価(点検)を受けることの任意性	任意	任意
	有効期間	2年	5年(次の更新許可又は変更許可申請時まで)
	評価費用 (点検費用)	無料	無料
	証票の有無	あり	許可証に記載
	証票の使用等に係る費用 評価(特例)の 取消事由	1年間10万円 申込書に虚偽が見つかった場合、またはエコレールマークを不正使用した場合	無料 基準不適合となった場合
5. 評価方法 (点検方法)	申請方法	エコレールマーク事務局以下の書類を提出 ①認定・使用申込書 ②鉄道貨物輸送に占める鉄道貨物の利用割合算出根拠書類	都道府県・政令市に適合確認申請
	審査方法① (報告方法) [書類 or 訪問]	書類	書類
	審査方法② (点検方法)	以下の手順でエコレールマークの審査を行う ①エコレールマーク商品または取組企業認定の申込 ②エコレールマーク運営・審査委員会での審査	①遵法性の確認 ②情報公開性の確認 ③環境マネジメントシステムに係る既存の認定制度の取得
	審査期間 (点検期間)	原則として2～3ヶ月	—
	評価基準 (点検基準)	(商品) 数量、または数量×距離の比率で30%以上の輸送に鉄道を利用していること (企業) 数量、または数量×距離の比率で15%以上の輸送に鉄道を利用していること。または、年間鉄道輸送量1万5千トン以上あるいは1,500万トンキロ以上あること	以下の三要素より構成 ①遵法性 ・5年以上申請区分の処理業を営み、環境関連法令(廃棄物処理法含む)による不利益処分を過去5年間受けていない ②情報公開性 ・事業内容等を原則5年間以上インターネットで公開 ③環境保全への取組 ・ISO14001規格やエコアクション21等の認証の取得
更新時の取扱	再度認定・使用申込書を提出	次の更新許可又は変更許可申請時に基準の適合性を確認	
6. 活用・周知 ・公表	運営・評価主体、行政のHP上での公表	国土交通省HP (社)鉄道貨物協会	産廃情報ネット、都道府県・政令市のHP
	証票等の掲示	商品 商品、ダンボール、カタログ、新聞広告等 企業 環境報告書、ウェブサイト、ポスター、新聞広告、カタログ等	許可証に記載
7. 利点	被評価側利点	証票により消費者が日常生活で目に触れにくい環境に優しい鉄道貨物輸送に企業が取り組んでいることを認識してもらえる	①排出事業者への情報発信・PR ・適合確認されたことを産廃情報ネットで全国に配信 ・事業者の名称を都道府県・政令市のHPに掲載 ・排出事業者から選択される機会の拡大 ・過去5年間、不利益処分を受けていないことの証明 ②「環境保全への取組」に対する支援 ・自治体によるグリーン入札や補助金制度 ・金融機関による低利融資
	社会的利点	消費者が日常生活を営む上で目に触れにくい、企業が行う鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組について、企業の商品、カタログ等消費者に目に触れやすい媒体への表示を行うことにより理解を促す	①一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにする ②排出事業者が委託業者を選択する際の参考となる ③優良化を目指す処理業者の取り組みに具体的な目標を与える ④基本的な判断基準が各都道府県等でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避ける

大項目	中項目	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度 ○日本の情報セキュリティ全体の向上に貢献するとともに、諸外国からも信頼を得られる情報セキュリティレベルを達成する
1. 目的		
2. 関係省庁		経済産業省
3. 運営主体・評価主体等	運営主体	(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)
	評価主体	JIPDECに認定された機関 (2008年8月13日現在23団体)
	評価者	要員認証機関が資格を付与した者
	協賛企業	なし
4. 評価制度 (報告制度)	対象	制限なし(利害が絡む場合等で審査を受けられない場合あり)
	評価単位 (点検単位)	組織の必要に応じて、適用範囲を決定できる (事業部・部・課単位、プロジェクト単位等でも認証取得可)
	評価(点検)を受けること の任意性	一部の入札資格条件としてISMS認証取得が義務化されている (人事院事務総局、厚生労働省労働局 等)
	有効期間	3年(1年毎にサーベイランス審査あり)
	評価費用 (点検費用)	適用範囲・受審組織の規模等によって異なる
	証票の有無	あり (証票の下に認証機関毎の認定番号が付与されている) (そのためどの認証機関に認証されるかで認定番号が異なる)
	証票の使用等に 係る費用 評価(特例)の 取消事由	特になし 法令違反、認証範囲の逸脱行為等
5. 評価方法 (点検方法)	申請方法	申請に必要な書類を認証機関に提出 ※ 認証機関の選定は任意 ※ 申請書類は認証取得しようとする組織の規模等により異なる
	審査方法① (報告方法) [書類 or 訪問]	書類 and 訪問
	審査方法② (点検方法)	審査は原則として第一段階審査と第二段階審査からなる。
	審査期間 (点検期間)	適用範囲、受審組織の規模により異なる (最短で3~4ヶ月程度)
	評価基準 (点検基準)	[ISMS導入のポイント] ①組織が保護すべき情報資産について、情報セキュリティの3要素(機密性、完全性、可用性)をバランスよく維持し改善する ②PDCAモデルによるプロセスアプローチ [ISMSの確立] フェーズ1: ISMSの適用範囲及び基本方針を確立する フェーズ2: リスクアセスメントに基づいて管理策の選択をする フェーズ3: リスクについて適切に対応する計画を策定する
	更新時の取扱	3年毎に再審査をする
6. 活用・周知 ・公表	運営・評価主体、行政のHP上での公表	JIPDECのHP (業種別の情報は公開していない)
	証票等の掲示	名刺、カタログ、HPへの表示 等
7. 利点	被評価側利点	[構築・運用メリット] ①技術面及び人間系の運用・管理面の総合的なセキュリティ対策の表現 ②総合的マネジメントの視点による効率的なセキュリティ対策の実施 [取得メリット] ①対外的には、情報セキュリティの信頼性の確保 ②内部的には、事業競争力の強化
	社会的利点	①組織の信頼性向上 ②企業価値の向上